

## 令和6年度愛媛県公立高等学校等奨学のための給付金 支給申請等に係る手続きについて

愛媛県では、授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、次の要件を満たす高等学校等の生徒の保護者等に対し、「奨学のための給付金(返済不要、申請必要)」を支給します。該当する方は、各学校を通じて申請してください。

### 記

#### 1 支給要件(基準日(原則7月1日)に次の要件を全て満たすこと)

- (1) 保護者等が愛媛県内に住所を有している  
※ 愛媛県外に在住の場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。
- (2) 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税の世帯(生活保護受給世帯を含む)  
※ 失職や倒産等の事由により保護者等の収入が激減し、保護者等全員の住民税所得割が非課税に相当すると認められる場合は、給付金の支給申請が可能です。詳しくは、在籍する学校へお問い合わせください。
- (3) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した生徒で、基準日に在学している  
※ 基準日に休学している場合は支給対象外です。

#### 2 支給額(対象生徒1人当たりの年額)

世帯区分	通信制以外	通信制
生活保護(生業扶助)受給世帯	32,300円	32,300円
道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額非課税世帯の第1子(生活保護〔生業扶助〕非受給世帯)	122,100円	50,500円
15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の第2子以降	143,700円	50,500円

※ 新入生に対する4~6月分相当額の前倒し給付を受けた場合、7月1日を基準日とする申請による給付額は、上記年額から前倒し給付額を差し引いた額となります。

#### 3 申請書等配布場所

- ①支給対象であるが今年度申請をされていない方(令和5年分の税額更正を行い新たに支給対象となった方を含む。)は、事務室まで申請書類を取りに来てください。
- ②家計急変世帯に該当する方は、事務室まで御連絡ください。

#### 4 提出期限及び支給時期等

- ①の提出期限: 令和6年12月2日(月)
  - ②の提出期限: 随時(※事務室へお問い合わせください。)
- 提出先: 丹原高等学校 事務室  
支給時期: 申請から1~2か月後(申請時に指定した口座へ振込)

#### 【問合先】

愛媛県立丹原高等学校事務室  
TEL: 0898-68-7325



# 高校生等奨学給付金

～奨学のための給付金～

## 高校等の教育費を支援します！

- 教科書費、教材費など、授業料以外の教育費を支援する **返還不要の給付金** です。
- **生活保護世帯、住民税所得割が非課税の世帯**が対象です。  
※ **家計が急変して非課税相当になった世帯**も対象になります。
- **学校またはお住まいの都道府県**への申し込みが必要です。  
※ 授業料支援の高等学校等就学支援金とは別々に申し込みが必要です。
- **新入生**は、4～6月に**一部早期支給**の申請ができます。  
※ 都道府県によって実施状況が異なります。

### 令和6年度の給付額

世帯状況	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯【全日制等・通信制】	32,300円	52,600円
非課税世帯【全日制等】（第1子）	122,100円	142,600円
非課税世帯【全日制等】（第2子以降） ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	143,700円	152,000円
非課税世帯【通信制・専攻科】	50,500円	52,100円

※家計急変の場合は、申込み月によって給付額が変わります。



詳しくは、**学校またはお住まいの都道府県**にお問い合わせください。

文部科学省のwebサイトに都道府県のお問合せ先などを掲載しています。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm)

